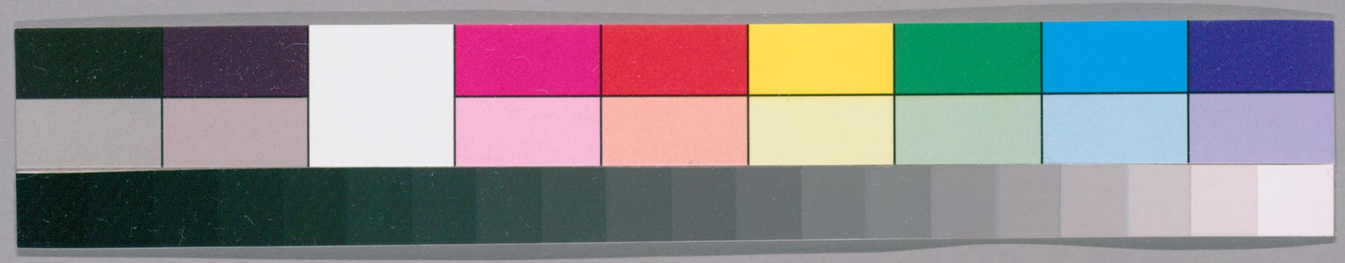

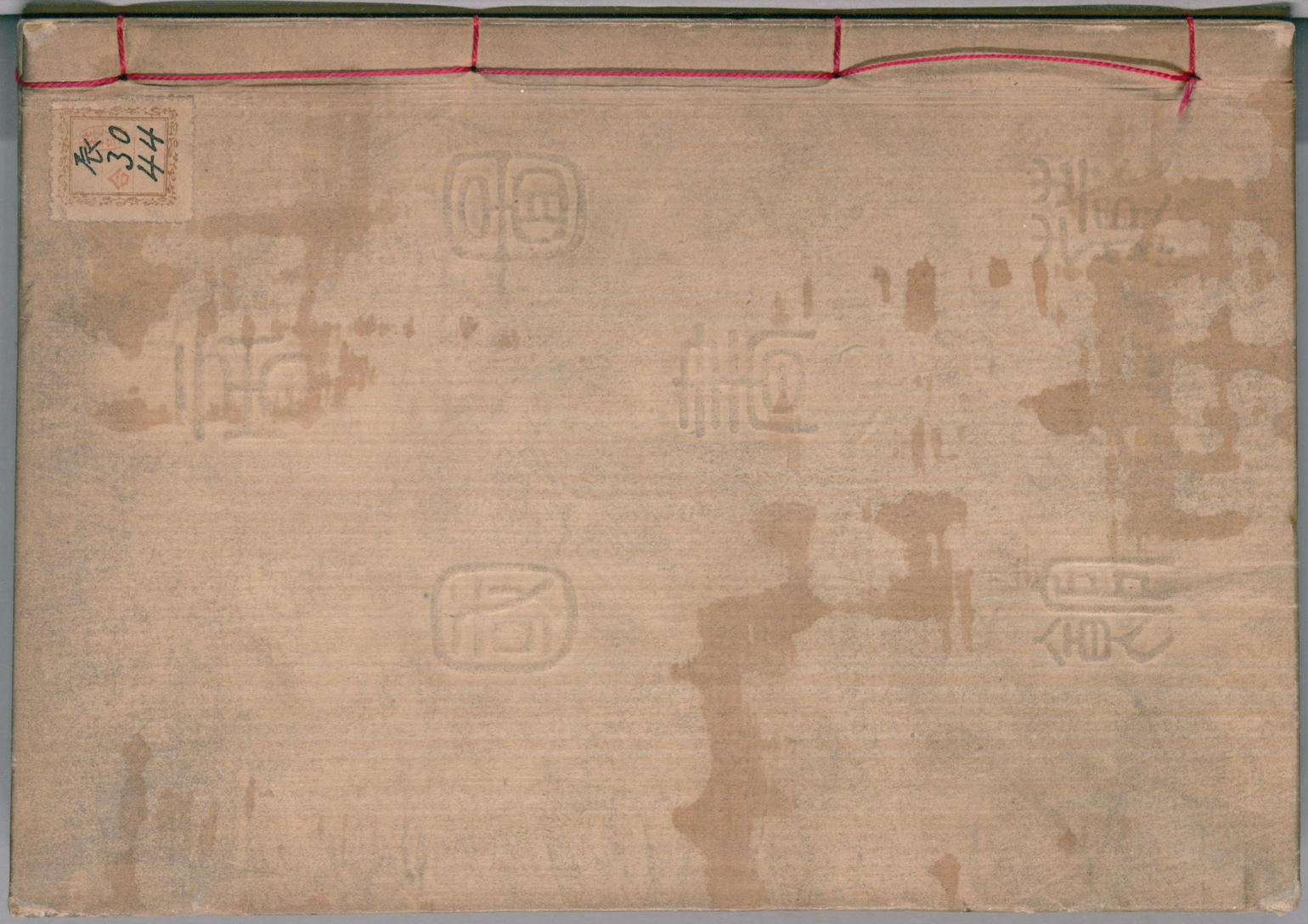

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号　辰-44

新三十輻之卷　十

辰
44
45

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

新三十輻巻之十三

あふむのこと

讀鸚鵡言

鸚鵡言者白川主源君所著之書而國家為治之要也嘗聞之孔子曰政者正也其身正不令行孟子亦曰君正莫不正一正君而國定矣夫治國家者先修己而後可以安人也今見此編遠師法往聖近取譬於己其說卓然明白矣所謂正己而物正者也余甚嘉尚焉異源君之為政日新日

曰新矣旦也此書之為名何以鸚鵡言是
作者之謙乎余惟有者共德乎如是書之
言日々新焉則用之邦家推之天下則何
難之有名是書曰政事日新者乎余不敏
敢記所懐耳

宣條州

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

恵を立て理なりうけ得し天理に
立得ると徳と徳といはるゝ徳とつゝしむ
と徳立得りし後もつとも用るさす日新の
功と積てゝなるべし上の徳明らかなれば
治国平天下を朝やまして花のつゝら
志からんかし其徳いかにしてか明らかなり
まへきとなるなれ恵の賢の書をよりして
其身に立得るあてそのくさ詩をかせて

詩恐時字誤

実用を法とめまてこゝまをよもとめて至道を
志らしめるをかの腐儒の論にして
いふにしらさる通しこゝ徳の全きに
いたりなれ後民の服従せるゝ
生の心辰に起ひ常の風をなむくかなく
なるべし紙なりく用なきのうまひいたに
してかゝるへんと
学問の事

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号　辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

味ふべし

賢才の事

賢をなけ不賢をきくるまで聖

賢要しく称しくをたまふ玉くて文何

とかいはん海しきる多士文王やましと

云ひしまふまといいて賢才なくして

里を治めはんたてよきまいふ人をも何

ならんとおふまくしふ公にかなひしる人を

流し差 文王以寧

出詩 雅 文王之什

人心如西子産 之語出左傳

いくしならんとおふれ色し人公西のまゝと

なまは君臣合躰といふまゝ臣の合と

いくるまで君の可君若悪ま臣の

私と等合まるをいふまゝ臣なかの

里女子恐ハ 孟子之二字乎

里女子のいくる和と同とのことし

辛其をことにまるをもつてよく

和同之論 孟子見之

味をいくなふ見を和といふとて其を

以て其を和し辛をもつてからきを

和まとめて和ならず同といふとそ同
まる人をも奸侮りまゝ忍ばるる人かなき
人と志らハ用ひは粧飾する内を必
その人をいふしく用ひものをいつかくと
まち朝して花のつほに開けハ見えはく
こゆるくひともいたなし其人を任まるハ
鄙文口のこゝろなくまかせていふきむのる
てしあきむきましとすまハその人の秋

朽ぬべし

政の事

政とは正文と書て正文天理自
然の法にして別質しとて事地なりて事に
文を加へてみてとなれはともつて政とハ
いふなるべし其政と不とまでに寛
粧の時に意まるやしにみてきまえ
寛粧勢をことまでまとも於なしく

聖人世をめくまの仁より出ゑさまは
ゐきの粛殺も仁の粛殺にして其を
得て發生しやはさる田をんといくるを
知とし其路を時と勢と位とをたゞのを
要とは此之をいはゞ織るゐくるをもつて
たとへなん江都にて春を時とし
その国にまて又其時もこの子なりを
時を得しとて其風を得さまはゐたれは

江都にて春を得しは時なり風を得しは
勢なり其風の位を得つけてゐくるを
其勢を得るとやせん時と勢を得ても
未立之けりし地にてハ又ゐるは我身
こゝき不ことまりて四方の楷を視下
して風を得て敎せは九天にも達はし
其時と勢と位を得てもその人を得
ても其風に路ていかのこゝろさを

詩大雅云
不識不知
順帝之則
論語云曰
民可使由之
不可使知之

国立国会図書館　タイトル『三十輻』 請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

功法深慮して仁と[illegible]
[illegible]

鸚鵡言 終

天明八戌申年八月下旬謄写

国立国会図書館　タイトル『三十輻』 請求記号 辰-44
ガラス使用

辰
44
45

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号　辰-44

補三十輻之卷　七

辰
44
46

国立国会図書館　タイトル『三十輻』 請求記号 辰-44

ガラス使用

補三十輻巻之七

三曉菴雜志 巻上

南畝子輯

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

自序

東邨、子靜隱叟書參禪の
工夫靜坐不熟し且風月等
才に當り喫茶を好又畫我
善は唐宋乃風骨我志るい
藍を書家の青こつかし

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

一時ノ物歩等ヲ博聞強
記古今ノ事跡
暴ニ云ヒ
日ヲ以テ
而ノ書ヲ
ヲ
ヲ

一

有明社御命之事　家光公御山之紙御熟慮
新田忠右上之付　諸大名御側也ゟ御書ニ付
進之ゟ御方ゟ御書ニ付　定中水ゟ御書ニ付
之付之御山ゟ二枚ゟ之山事ニ付御案内ニ付差上御覧中
ゟ御使上覧之処　是ハ所取ニ付之事ニ付其訳ハ之御山ハ
不可ニ地ニ付御書ニ付御所持ニ有之ニ付御書ニ付
新田忠右ゟ公方ハ我一代之事ニ付此所用之由ニ付御書
いつ様ニ候いつ方ゟ御書ニ付　新田ゟ御ゟ御書ニ付
御ニ付御書ニ付　山の名所御上ニ付御書ニ付秘

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44　　ガラス使用

時ハ八月三日雪月ニ至ル三日ノ夜ニ至ル由

一 大津西ノ事 阿波西雲寺ニ至ル時ニ至ル

ハ是ニ法然ハ大津ニ至ル師道ニ土立ニ

ハ人ハ掛ル所ニ奇ニ見ルヨリ見ル

角ニ至ル佛ニ至ル上ニ此角ニ至ル弥陀

佛ニ讃ヲ申シ上ニ至ル当時ハ秘訣ハ申シ至ル由

右師道ニ終ル所ニ由ニ右ニ給ル岩城休林ニ至ル

出ル御ニ

一 高野山ニ骨殿ニ事 弘法大師ニ御ニ御ニ入ル骨又ハ歯ニ

納ニ至ル弥勒ニ世ニ御ニ留ル御ニ御ニ御ニ

掛ル月ニ御ニ誓願ニ至ル無仮ニ至ル靴ニ至ル無仮悪徒

資織ニ強ニ至ル高野山ニ至ル金銀ニ至ル山持 年ニ多ク

至ル人ハ御ニ押ル紂宝ニ至ル金ニ至ル越ニ

高家ニ皆ニ門ニ至ル付ニ至ル巡ニ入ル此ニ大ニ

見ル人ハ御ニ至ル是社ニ強ニ付ル人ハ老僧ニ至ル人ハ此僧

何ニ至ル此ニ至ル靴ニ御ニ人ハ拙僧ハ骨ニ至ル当人ハ

長靴其ニ至ル人ハ山ニハ人骨ニ至ル歯ニ至ル

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号　辰-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』 請求記号 辰-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』 請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輯』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

理非を以分け出ゝ日以前ニ成拾五年以前ニ捌ニ成ル事
以知ニ至ル後我子の孫公義ニ科人ニ成リ此事を以ハ
前ニ二十條ニ至ル弘法ニ法式ハ五百ニ余を以て書
ニ調を大海へ成ル事ニ至ル仕形ニ至ル此事成事ハ
悲室ハ水ニノ人ニ越禅師命ニ至ル事
田上ニ上ヘ居ル天ニ和尚ハ本智ニ至ル士ニ曹洞宗ニ至ル
人越禅師ニ寄ル二數年ニ至ル所ニ至ル唐僧ニ相付
ニ至ル南林寺ニ住寺中本唐ニ住職黒衣ニ年四十
斗ニ田上ニ寺ニ至ル行平成所ニ州唐を語ハ至ル

一

居人ニ至ハ五ニ至ル此人ニ至ル悟居ハ三藏人ニ至ル年伊集院ニ至
自分ニ至ル大ニ至ル隨ニ至ル掃除又ハ藏ニ至ル合を
焚ニ至ル事ニ至ル物語ニ至ル事ニ至ル

一

元岱田ニ居ル　源見岱ニ居ハ本朝ニ城ニ人士ニ至ル
基ニ上町賢ニ居ル事ニ至ル為源世藏借宅ニ居ル十四五才
ニ正自ニ至ル所ニ於ケル岱ニ居ル代打ニ至ル所人ニ至ル
親ニ居ル所ニ至ル藏物説者ニ至ル中ニ至ル所ニ至ル
藏寺の下ニ所ニ至ル事ニ至ル本藏ニ至ル事ニ至ル列ニ居
越ニ至ル事中ニ至ル人ハ和尚ニ更合ニ至ル使僧を以所人ニ

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』 請求記号 辰-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

章按
戴笠ハ戴安道ノ爵ノ由

[illegible]

一 石川[illegible]山[illegible]事 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』 請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

一 六月稜之事　六月晦日にて人ハ[illegible]し[illegible]ハ
今日にて清土に成て風行[illegible]山村大て出
[illegible]社の庭にて[illegible]を[illegible]輪にいまし[illegible]
通し[illegible]風[illegible]

一 小僊の西の事　清土僊へ蝦蟇と絵山僊と名[illegible]
[illegible]絵[illegible]又ハ[illegible]西二[illegible]人ハ明[illegible]
[illegible]西にて清津[illegible]所へ[illegible]西ハ[illegible]
[illegible]胡人[illegible]
[illegible]

一 尚信の西の事　主馬の西清土僊へ[illegible]
月利別[illegible]
[illegible]尚信[illegible]
[illegible]探[illegible]
[illegible]西にて[illegible]
[illegible]
一 [illegible]の[illegible]の[illegible]
相風激音[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 宗徽宗皇帝鷹西之事 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

一 能因法師唐家ハ山陽にみちゆきに我宿の梢ハ夜に成に
今ハ生弱の山も見ゆるなり物とよまれし所へ来る
跡に後水尾帝ニ落胤なりし雲州和尚又唐家を
ゆきて云ふあるなり人名を尋ねしかハそのまゝと
少傅とも付堀しかハ礎を跡ゆるゝ由
和尚ハ猿田清温後ニ附右清温後ニ雲州
初ハ八宗兼学ニ浮土宗ニて後ハ黄檗派成れ独法
拂子を授ゆるゝ也

一 能ゝ城津朴栄ハ稽聖書朴栄ニて永井慶笠義
朴栄ニ習ひ云後朴栄ニ習ひ云ハ明書書朴栄ニ居
給ハ同給ゝ也其行ハ筆ニて給ふ也
光久ニ沛代猿球ニ至東碑ニ墨蹟一書ニ付
田中要ニ字数書ニ居ゆる也ハ字ニ付
いまし似ゆるハ正筆ニ紙中ニ紙ハ自ニ書ニ仕ゆる
持ゆり数日ゆるゝ時ハ如ハ筆ニ極ニ
つゝ字ニ至ゆるゝ也ハ筆ニ上方出ゆるゝ
十二和斗唐墨ニて書ニ跡ゆるゝ似ゆ筆ニ見ゆる
ゝられハ字ニ書ゆるゝ能ゆるゝ也 沛代

一 三葉山三事　三ヶ所ハ隅ノ方ニテ曲洞宗ノ宿
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
物語ノ事

一 上山寺観音之事　上ノ山清城山ノ下ニテ上山七ヶ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
右上ノ山ノ麓ノ寺　桜清城ノ麓ノ桜桜清ノ事
[illegible]
[illegible]

一 水鉢ノ事　仔細西福寺ノ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44　　ガラス使用

梅云々事　梅乃々事

出々て時々ハ雪野賞翫畫よりも

花鳥の詩ハ雪ハ燈ハ月ハ

雪程狐（古）松而後山看時宜（容易）

時人眼ハ貴賤脂西牡丹ハ

不名法帖ハ要路ハ行又ハ堂ハ

云々玉梅花云々実ハ三国の句ハ

金屏云々て落ハ

程順則ハ宗門ハ等ハ如ク

一 六月十七日ハ東洋の鎌ヲ[illegible]ニ東洋ハ後浜滝院末[illegible]
帰信[illegible]十六[illegible]鎌[illegible]右拾[illegible]
[illegible]東洋[illegible]例[illegible]
[illegible]鎌[illegible]

一 秋月事 [illegible]城[illegible]人[illegible]東[illegible]
[illegible]城[illegible] 大中[illegible]代[illegible]合戦[illegible]仕[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]鎌[illegible]年[illegible]周防山口[illegible]雲谷寺雪舟[illegible]
[illegible]城[illegible]大中[illegible]

一 [illegible]鎌[illegible]仕[illegible]
[illegible]細[illegible]二[illegible]
大中[illegible]仕[illegible]
[illegible]山[illegible]十福[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]月[illegible]福昌寺[illegible]桂[illegible]
[illegible]自画[illegible]雪舟[illegible]
[illegible]秋月[illegible]
[illegible]

一 盆石之事　大抵石組有之候而後植物
等植候事に候へ共植物を専に
致し候而石を軽く見候ては
不宜候　石は山水の形容
にて候へば　山水の勝景
を見候ても　石の形容
を見候ても　其趣は
同事に候　石組の
次第は　前後左右
高下遠近
の

ごとく　山水の眼力の
ごとく　石書物
の
如く　自然
の石
を
用ひ
候
事
専
に
候
石
組
の
次
第
は
前
後
左
右
高
下
遠
近
の

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44　　ガラス使用

高砂湯屋ニ而中上ケ有て有ケ
ゟ有ゟ第一ニ而ゟ時分ニ而中上湯屋ニ
ゟ而ゟ敵ケ
ゟ而ゟ而ゟ而

国立国会図書館　タイトル『三十輻』 請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用

一

[illegible]

一

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

特別 辰 44
46

[illegible]

一 鞍山道平原禅師ゝ側にして[illegible]常にありの[illegible]
[illegible]
[illegible]
常に山林に[illegible]禅師の[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44
ガラス使用

辰
30
44

国立国会図書館　　タイトル『三十輻』　請求記号 辰-44

ガラス使用
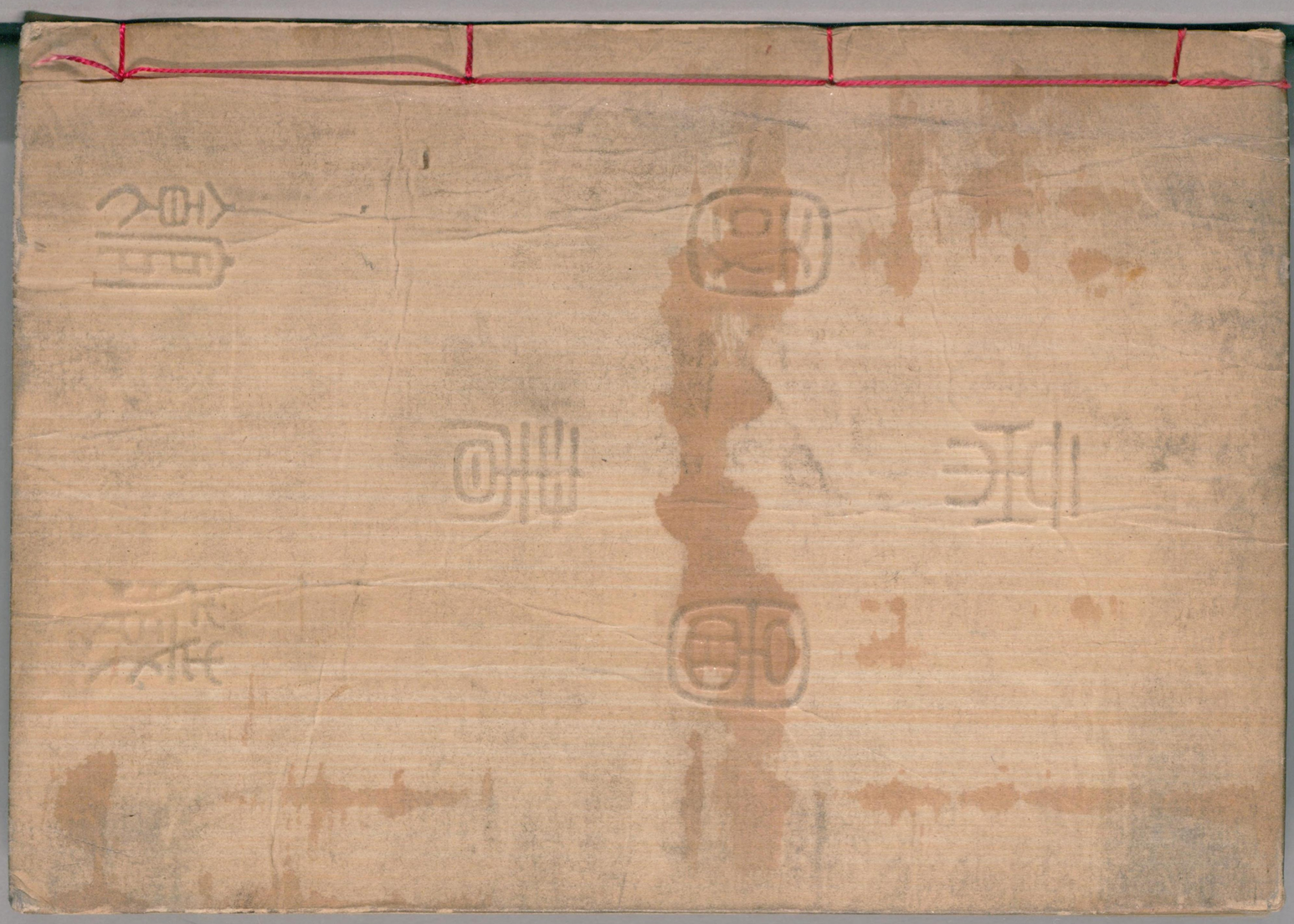
国立国会図書館　タイトル『三十輻』請求記号 辰-44
ガラス使用